

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施する。

令和8年3月2日

茨城県公安委員会委員長 白 川 洋 子

1 検定種別、実施日時、抽選申込期間、抽選結果通知期間及び書類申請期間

検定種別	実 施 日 時	抽 選 申 込 期 間	抽選結果通知期間	書 類 申 請 期 間
施設警備 業務2級	令和8年6月2日(火) 午前9時～午後5時	令和8年4月20日(月) ～24日(金) (5日間)	令和8年4月27日(月) ～28日(火) (2日間)	令和8年5月11日(火) ～15日(金) (5日間)
交通誘導 警備業務 2級	令和8年7月28日(火) 午前9時～午後5時	令和8年6月22日(月) ～26日(金) (5日間)	令和8年6月30日(火) ～7月1日(水) (2日間)	令和8年7月6日(月) ～10日(金) (5日間)
施設警備 業務2級	令和8年9月8日(火) 午前9時～午後5時	令和8年7月27日(月) ～31日(金) (5日間)	令和8年8月4日(火) ～5日(水) (2日間)	令和8年8月17日(月) ～21日(金) (5日間)
交通誘導 警備業務 2級	令和8年10月6日(火) 午前9時～午後5時	令和8年8月31日(月) ～9月4日(金) (5日間)	令和8年9月8日(火) ～9日(水) (2日間)	令和8年9月14日(月) ～18日(金) (5日間)

2 実施場所

茨城県水戸市下国井町2201番地1

J Aグループ茨城教育センター

3 定員

各検定とも15名

4 受検資格

茨城県内に住所地を有する者又は警備員として茨城県内の警備業営業所に所属している者

5 検定の方法

学科試験及び実技試験とする。ただし、学科試験が合格基準に満たなかった者に対しては、実技試験は行わない。また、実技試験においても、試験途中に合格基準に満

たないことが明らかになった場合には、その者に対する試験を中止する。

6 検定の内容

(1) 施設警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する
こと。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する
こと。

(2) 交通誘導警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が
発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が
発生した場合における応急の措置に関すること。

7 受検申請手続

(1) 抽選申込方法

受検を希望する者は、抽選申込期間中に、検定抽選申込書（別紙）を作成し、

〒310-8550 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県警察本部生活安全総務課許可等事務担当室警備業係

宛てに郵送で送付すること。（期間中の消印有効）

(2) 受検予定者の抽選及び抽選結果の通知

生活安全総務課において、抽選結果通知期間の初日に抽選を行い、受検予定者を決定する。その後、抽選結果通知期間中に、受検予定者に電話連絡し、受付番号を通知する。

(3) 検定申請書の提出方法等

ア 提出方法

(ア) 対面での提出

受付番号を取得した受検予定者は、書類申請期間中の午前9時から午後4時までの間に、後掲イの提出先に対して後掲ウの書類を提出すること。

(イ) e-G o v 電子申請システム経由での提出

受付番号を取得した受検予定者は、書類申請期間中に、e-G o v 電子申請システムを経由して後掲イの提出先に対して後掲ウの書類を提出すること。

イ 提出先

(ア) 茨城県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署生活安全課(係)

(イ) 茨城県内の警備業営業所に所属する者

所属する警備業営業所を管轄する警察署生活安全課(係)

(ウ) 上記(ア)、(イ)双方に該当する者

住所地又は警備業営業所を管轄する警察署生活安全課(係)

ウ 提出書類

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚

e-G o v 電子申請システム経由での申請の場合は、写真データ(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、システムの備考欄に氏名及び撮影年月日が入力されているものに限る。)による提出を認める。

(ウ) 受検資格を疎明する書面(茨城県内に住所地を有していることを証明する書面又は警備員として茨城県内に所在する営業所に所属していることを証明する書面) 1通

8 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

ア 施設警備業務 2 級	16,000円
イ 交通誘導警備業務 2 級	14,000円

(2) 納付方法

各検定の手数料に相当する額を茨城県収入証紙により、直接、窓口納付すること。
なお、納付を受けた検定手数料は返還しない。

9 受検に必要な物

- (1) 受検票（検定申請書の提出後、住所地に受検票が送付されるので、検定当日必ず持参すること。）
- (2) 筆記用具
- (3) 警笛（交通誘導警備業務 2 級の場合のみ）
- (4) 雨衣（雨天時に使用）
- (5) 受検者の服装は、動きやすい服装（警備服等）とすること。

10 その他

- (1) 検定合格者には、検定申請書を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。
- (2) 諸事情により、予定どおり検定を実施できない場合は、検定の中止又は延期、定員の削減等の措置を行う。
- (3) 不明な点については、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係（電話 029-301-0110内線3066又は3067）に問い合わせること。